

リスクに応じた健康診断の 実施頻度について

化学物質の健康診断に関する専門委員会報告書概要

化学物質の健康診断に関する専門委員会

<委員>

圓藤	吟史	中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター所長
大前	和幸	慶應義塾大学医学部名誉教授
○櫻井	治彦	慶應義塾大学医学部名誉教授
堀江	正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学研究室教授
宮本	俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
山瀧	一	一般財団法人君津健康センター産業保健部長
山本	健也	東京大学環境安全本部准教授
山本	誠	ヤマハ株式会社人事部健康安全グループ産業医

(50音順、敬称略、○は座長)

<開催状況>

- 第1回 令和2年8月20日 (木)
- 第2回 令和2年10月27日 (火)
- 第3回 令和2年11月12日 (木)
- 第4回 令和3年2月10日 (水)
- 第5回 令和3年3月4日 (木)

リスクに応じた健康診断の実施頻度の背景・考え方

- 化学物質管理は、作業環境管理、作業管理、健康管理を適切に行うことで労働者の健康を確保するものである。このうち、作業環境管理、作業管理は労働者を有害物にばく露させないようにする（できる限りばく露を減らす）対策であり、健康管理はばく露しているかどうか（健康に影響が出ていないか）を確認するものである。
- 健康管理については、化学物質の危険・有害性等やばく露リスクに応じて、定期的な健康診断が必要な物質（有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（第1類物質及び第2類物質の一部））、定期的な健康診断が必要でない物質（特定化学物質のうち第3類物質やリスク評価の結果特定化学物質障害予防規則に規定されなかったもの）、また、配置転換後も定期的な健康診断が必要な物質（特定化学物質のうち特別管理物質）がある。
- 海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性のある労働者への健診は「1年～2年以内ごとに1回」が主流であり、「6カ月以内ごとに1回」のものは一部のものだけであった。また、がん検診において、原因へのばく露の低下と罹患率の低下を背景に検診間隔を毎年から隔年へ変更する施策がされている。
- 現行で「6月以内ごとに1回」定期に実施している健康診断については、近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性があり、健康診断の実施頻度は、当該物質の危険・有害性等や労働者のばく露の状況に応じて適切な頻度で実施する必要がある。この頻度を「1年以内ごとに1回」、「2年以内ごとに1回」、……、「5年以内ごとに1回」などと緩和する場合には、緩和の程度に応じて、ばく露が少なくなっていることを適切にばく露評価指標等を用いて確認する必要がある。

【物質の危険・有害性等】

- * リスク評価の結果、特定化学物質等にならなかった物質
- * 特定化学物質のうち第3類物質
- * 有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質のうち第1類物質、第2類物質
- * 特定化学物質のうち特別管理物質

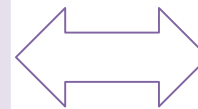
ばく露の状況

【ばく露の状況】

ばく露の状況の評価する指標として、以下のような基準又はその組み合わせが考えられる。

例)

- * 直近の作業環境測定で管理区分「1」
- * 直近〇回の作業環境測定で管理区分「1」
- * 個人サンプラーによる測定で管理区分「1」又は基準値未満
- * 作業環境測定の測定値が基準値未満
- * 直近の健診で所見なし
- * 直近〇回の健診で所見なし
- * 生物学的モニタリングで所見なし又は基準値未満
- * CREATE-SIMPLEでリスク1



※ 対応関係は、物質の危険・有害性等や用いるばく露評価指標等を踏まえて検討する必要があります。

【実施頻度】

- 実施しない
- ・
 - ・
 - ・
 - 5年以内ごとに1回
 - ・
 - ・
 - 2年以内ごとに1回
 - 1年以内ごとに1回
 - 6カ月以内ごとに1回

物質の危険・有害性等

高

多

健康診断の実施頻度

高

労働者のばく露状況を確認する方法

- 労働者の有害物へのばく露状況を確認する方法としては複数候補があるが、それぞれメリット・デメリットがあること、実際にその方法が実用化されているか又はできるか等、それぞれ状況が異なっている。

作業環境管理、作業管理による対策の状況から確認する方法

	考えられる基準例	メリット	デメリット
作業環境測定 (A測定、B測定)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の測定で管理区分「1」 ・直近○回の測定で管理区分「1」 ・測定値(最大値、B測定値など)が基準値(ユニットリスク等から算出)未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で義務づけられているものであり、新たな負担とならない。 ・測定値であるため、作業場の状況を反映したものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1管理区分であっても管理濃度を超える可能性がある。 ・作業時間を通した測定ではない。
個人サンプラーによる 作業環境測定 (C測定、D測定含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の測定で管理区分「1」 ・直近○回の測定で管理区分「1」 ・測定値(最大値など)が基準値(ユニットリスク等から算出)未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定値であるため、作業場の状況を反映したものである。 ・場の測定と比べて、より個人ばく露の評価に近い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ制度化されていない物質も多く、事業者にとって新たな負担となる。 ・測定値を比較する基準値がない物質が多い。
リスクアセスメント (CREATE-SIMPLE等)	<ul style="list-style-type: none"> ・CREATE-SIMPLEでリスク1 	<ul style="list-style-type: none"> ・CREATE-SIMPLEは使い勝手もよく、ハザードも考慮されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値シミュレーションであり、測定の方がよい。 ・条件設定をしっかりと管理する必要がある。

健康に影響が出ていないか等を確認する方法

	考えられる基準例	メリット	デメリット
健康診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の健診で所見なし ・直近○回の健診で所見なし ・「作業条件の簡易な調査」、「自他覚症状」で問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で義務づけられているものであり、新たな負担とならない。 ・健康に影響がないか等について、労働者個人の状況が反映されている。 	
生物学的モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の健診で所見なし又は基準値未満 ・直近○回の検診で所見なし又は基準値未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に影響がないか等について、労働者個人の状況が反映されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診項目に含まれていない物質も多く、事業者にとって新たな負担となる。 ・測定方法が確立されていない物質や基準値がない物質が多い。

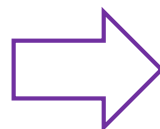
リスクに応じた健康診断の実施頻度について①

【有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質以外）】

- リスクに応じて健康診断の実施頻度を緩和することは可能である。

現行

6月以内に1回実施



改正案

リスクに応じて、
 (区分1) 1年以内に1回実施
 (区分2) 6月以内に1回実施

<改正案の内容>

- 頻度緩和の可否の判断は、事業者が労働者ごとに行う。その際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。また、同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露していると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員がばく露していないと判断される場合にすることが望ましい。

	基準	実施頻度	
業務従事者健診	以下のいずれも満たす場合 ① 当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（※四アルキル鉛は除く） ② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない （ ・ その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・ 作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・ 法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1または基準値以下 ） ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと	次回は1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで省略可能か判断）	区分1
	上記以外	次回は6カ月以内に1回	区分2

リスクに応じた健康診断の実施頻度について②

【特定化学物質（特別管理物質）】

- リスクに応じて健康診断の実施頻度を緩和することは可能であるが、物質により毒性が異なる部分があり、引き続き検討が必要。

<現時点の改正案の内容> ※下線部が継続検討が必要な箇所。

- 頻度緩和の可否の判断は、事業者が労働者ごとに行う。その際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。また、同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露していると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員がばく露していないと判断される場合にすることが望ましい。

	基準	実施頻度	
業務従事者健診	以下のいずれも満たす場合 ① 当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1 ② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない （その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・ 作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・ 法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1または基準値以下 ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと	次回は1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで省略可能か判断）	区分1
	上記以外	次回は6カ月以内に1回	区分2
配置転換後健診	区分4、5に該当しない場合	なし	区分3
	以下のいずれも満たす場合 ① 業務従事中に区分2として年2回の健診を行った期間が5年以上（健康管理手帳対象物質については交付要件となる従事期間の1/2以上従事期間未満） ② <u>ヒトに対して重大な遅発性の健康影響（主としてヒトに対する発がん性）が起こると想定されるリスクが大きく、かつ、早期発見に有効な健診項目が存在する場合※</u>	1年以内ごとに1回	区分4
	業務従事中に区分2として年2回の健診を行った期間が健康管理手帳の交付要件となる従事期間以上	6カ月以内ごとに1回	区分5

※ 当該物質のヒトに対する発がん性の根拠、量反応関係などに関する国際的合意の状況等に基づき、今後、個別の物質ごとに検討する必要がある。

リスクに応じた健康診断の実施頻度について③

【特定化学物質（特別管理物質）】（続き）

< 現時点の改正案の内容 > ※下線部が継続検討が必要な箇所。

		業務従事中	配置転換			配置転換後	
現行	健康管理手帳対象物質以外	6月以内に1回実施				6月以内に1回実施	
	健康管理手帳対象物質						
改正案	健康管理手帳対象物質以外	(区分1) 以下のいずれも満たす場合 ① 当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1 ② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと ⇒ 1年以内に1回実施	ヒトに対して	(区分3)		実施なし	
			重大な遅発性の健康影響が生じるリスク大、かつ、早期発見に有効な項目ありの物質(※)	非該当			
				該当	区分2の期間 (健診の実施頻度が6月以内に1回の状況で業務に従事した期間)		(区分3) 5年未満
	健康管理手帳対象物質	(区分2) 上記以外 ⇒ 6月以内に1回実施	区分2の期間 (健診の実施頻度が6月以内に1回の状況で業務に従事した期間)	(区分3) 手帳の交付要件となる従事期間の1/2未満	(区分4) 5年以上	1年以内に1回実施	
				(区分3) 手帳の交付要件となる従事期間の1/2未満	(区分4) 手帳の交付要件となる従事期間の1/2以上それ未満	実施なし	
				(区分5) 手帳の交付要件となる従事期間以上		6月以内に1回実施	

※ 当該物質のヒトに対する発がん性の根拠、量反応関係などに関する国際的合意の状況等に基づき、今後、個別の物質ごとに検討する必要がある。